認可外保育施設等の利用料が無償となる子どもの判定フロー

1　当該子どもは、認可等を受けた保育施設に在籍していますか。

※　認可等を受けた保育施設とは以下の施設をいいます。なお、①～④は、
市町村へ申込みを行って入園する施設です。

①保育園　②認定こども園の保育園部分　③小規模保育事業所 ④事業所内保育事業所　⑤企業主導型保育事業所

Yes → 在籍している → 認可外保育施設等の利用料は、無償化の対象になりません。

No → 在籍していない

2　当該子どもは、認可を受けた幼稚園等に在籍していますか。

※　認可を受けた幼稚園等とは、①幼稚園 又は ②認定こども園の幼稚園部分 をいいます。

No → 在籍していない

Yes → 在籍している

3　在籍している幼稚園等は、平日8時間以上かつ年間200日以上の預かり保育を実施していますか。

※　平日8時間以上かつ年間200日以上の預かり保育を実施しているか、していないかは、在籍している幼稚園等にて御確認ください。

Yes → 実施している → 認可外保育施設等の利用料は、無償化の対象になりません。

No → 実施していない

4　当該子どもの満3歳の誕生日は、いつでしたか（いつですか）。
A. 利用年度の4月1日以前　　B. 利用年度の4月2日以降

A → 4月1日以前

B → 4月2日以降

5　子どもの保護者(父母とも)は、市町村民税が課税されていますか。

Yes → 課税されている → 当該子どもは第2子以降の子ですか。

当該子どもは第2子以降の子ですか。 No → 第1子 → 認可外保育施設等の利用料は、無償化の対象になりません。

当該子どもは第2子以降の子ですか。 Yes → 第2子以降の子

No → 課税されていない

6　保護者が（父母ともに）就労しているなどの事由により、居住市町において「保育の必要性がある」との認定を受けていますか。

※　居住する市町村へ保育園等の入園申込みを行ったが、入園保留となっている子どもは、認定を受けているものとみなされます。

Yes → 受けている

No → 受けていない

7　居住市町に申請して、保育の必要性に係る認定を受けてください。
三原市内に居住している方は、利用しようとしている施設等へ申請書及び添付書類を提出してください。

No → 認定されなかった → 認可外保育施設等の利用料は、無償化の対象になりません。

Yes → 認定を受けた

認可外保育施設等の利用料も、限度額の範囲内で無償化の対象になります。

限度額は

問2の答え		問4の答え		限度額（月額）
Yes 在籍している	⇒	A　4月1日以前	⇒	12，300円
		B　4月2日以降	⇒	17，700円
No 在籍していない	⇒	A　4月1日以前	⇒	40，300円
		B　4月2日以降	⇒	45，700円

です。

※認可外保育施設等とは、認可外保育施設（事業所内保育,ベビーシッター含む）、病児保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業を指します。